

主 文

監督署長が平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分は、これを取り消す。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子(以下「被災者」という。)は、平成〇年〇月〇日に、会社に入社し、事務職として荷物に対する問い合わせやクレーム対応等の業務に従事していた。

被災者は、業務のストレスや長時間労働、会社からのサービス残業の強要や、同僚との険悪な人間関係から依願退職を決意し、平成〇年〇月から平成〇年〇月にかけて3度、支店長に対して退職届を提出したが、いずれも受理されず、業務の継続を余儀なくされていた。

被災者は、平成〇年〇月頃からインターネットの自殺サイトを閲覧し始め、同年〇月頃からイライラすることが多くなり、同年〇月〇日にキャンプ場の中州路上で自死(硫化水素中毒死)した。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものと認め、給付基礎日額を〇円として、遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の処分をしたが、その後、被災者の時間外手当不払い額を踏まえ、給付基礎日額を〇円とする変更決定処分を行った。

請求人は、この変更決定処分の給付基礎日額を不服として、審査官に審査請求

をしたが、審査官は、これを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分における給付基礎日額が監督署長において算出した〇円を超えるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断。

(1) 本件について、監督署長は、実際に支払われた賃金及び会社が支払うと約束した賃金を基に被災者の給付基礎日額を決定し、また、決定書も、賃金とは労働者及び使用者が合意することによって成立する労働契約に基づき労働の対償として使用者が支払うものと解され、そこには、使用者の支配管理下において指揮命令に基づく業務指示、受託といった一定の合意が前提となるとし、監督署長の処分を妥当と判断している。これに対して、請求人らは、監督署長は被災者の行っていたサービス残業の実態を踏まえた時間外労働時間数を既に認定しているので、当該時間外労働時間数に基づき給付基礎日額を算定すべきと主張しているため、以下に検討する。

(2) まず、労災保険給付の額の算定の基礎となる給付基礎日額は、労働基準法第12条の平均賃金に相当する額とすることとされ、同法第12条第1項において、平均賃金は、原則として、これを算定すべき事由の発生した日以前3か月間に支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除して算定することとされている。この場合の「支払われた賃金の総額」とは、現実に既に支払われている賃金に限らず、実際に支払われていないものであっても、事由発生日において、既に債権として確定している賃金をも含むと解すべきであるとされている。

- (3) したがって、実際に支払われていない賃金であっても、賃金債権として確定しているものは「支払われた賃金の総額」に含むのであるから、給付基礎日額の算定においては、事業場から提出された資料のみに基づき算定するのではなく、監督署長が、事業場が把握していなかった労働時間を認定した場合には、当該労働時間を前提とした賃金額を基に給付基礎日額を算定すべきである。
- (4) そこで、当審査会としては、上記(3)に照らすと給付基礎日額の算定に当たり少なくとも業務上疾病と決定した際に認定した労働時間数を原則とすべきであると考えるが、仮に、監督署長が後に業務上疾病と決定した際に認定した労働時間数が相当でないと判断したのであれば、改めて正確な労働時間数を認定し直し、それに基づく賃金額を算定すべきであって、漫然と、「既に支払われている金額および事業場が支払うと報告している金額」だけを基礎に給付基礎日額を算定するのは、調査が十分尽くされたものとは言えず、その判断は妥当とは言えない。
- (5) したがって、本件については監督署長が業務上の疾病と認定した際の労働時間数が給付基礎日額の算定に適正に反映されておらず、認定されるべき給付基礎日額は、監督署長が決定した給付基礎日額〇円を超えることは明らかである。
- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした被災者の給付基礎日額を〇円であるとして算出した額による遺族補償給付及び葬祭料を支給するとした処分は失当であり、取り消しを免れないものである。

よって主文のとおり裁決する。